

景観計画ガイドライン

建築物に係る事項

景観重要区域以外の区域 編

令和5年4月1日版

滋賀県

目 次

I. 景観形成基準	1
II. 景観形成基準の解説	3
1. 敷地内における位置	3
2. 形態	5
3. 意匠	8
4. 色彩	10
5. 素材	23
6. 敷地の緑化措置	24
7. 樹木等の保全措置	28
III. 景観形成イメージおよび解説	34
①低層専用住宅の街並み (住居系用途地域内)	34
②中高層共同住宅の街並み (住居系用途地域内)	35
③商業施設等の街並み (商業系用途地域内)	36
④工業・倉庫の街並み (工業系用途地域内)	37

I. 景観形成基準

1. 敷地内における位置	<p>ア 周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>イ 原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退すること。</p> <p>ウ 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</p>																						
2. 形態	<p>ア 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</p> <p>イ 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょうまたは樹林地がある地区にあっては山りょうまたは樹木の形態と調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。</p> <p>ウ 屋上に設ける整備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じること。</p> <p>エ 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。</p>																						
3. 意匠	<p>ア 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。</p> <p>イ 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。</p>																						
4. 色彩	<p>ア げばげばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。</p> <p>イ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色 相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> <td>8以下</td> <td rowspan="3">2以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~1ORP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。</p> <p>※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> <p>ウ 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。</p> <p>エ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</p> <p>オ 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとすること。</p>	色 相	彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上	0.1BG~1ORP	3以下	3以上	4以下	無彩色	—	3以上	—
色 相	彩度		明度	彩度	明度																		
	上限値	下限値	上限値	下限値																			
0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上																			
0.1BG~1ORP	3以下	3以上	4以下																				
無彩色	—	3以上	—																				
5. 素材	<p>ア 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</p> <p>イ のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。</p>																						
6. 敷地の緑化措置	<p>ア 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</p> <p>イ 原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p> <p>ウ 緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にある場合は、この限りでない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和する。)</p> <p>エ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>																						

7. 樹木等の保全措置	<p>ア 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要性が生じたときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>イ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
-------------	--

II. 景観形成基準の解説

1. 敷地内における位置

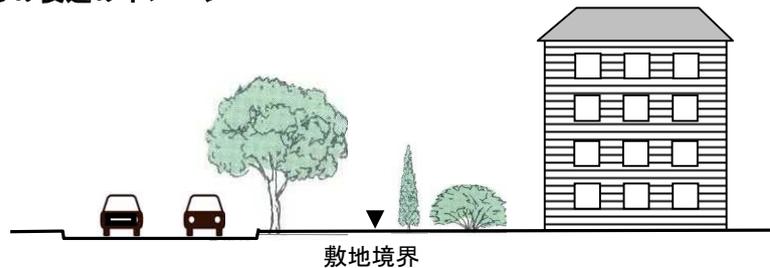
【基準（壁面線の後退等）】

ア 周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

■敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりのある景観や周辺の風景との調和を図るため、建築物等の周囲に、できるだけ多くの空地を確保するような配置にしましょう。
- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。

敷地境界からの後退のイメージ



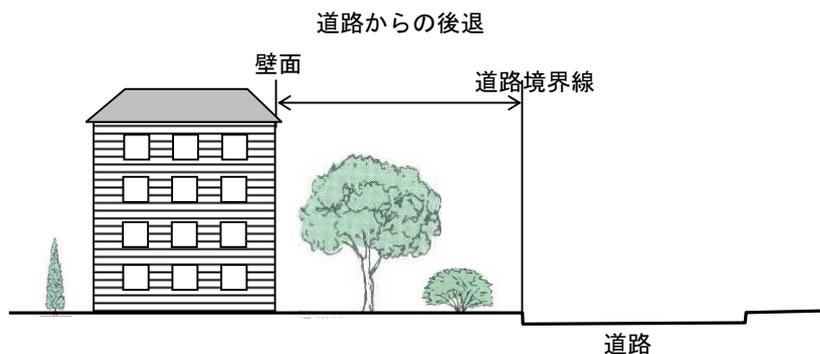
【基準（道路からの後退）】

イ 原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退すること。

■道路に威圧感および圧迫感をあたえないよう、特に道路から後退する。

- ・道路景観にゆとりを持たせるため、威圧感および圧迫感をあたえないよう道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。

道路からの後退のイメージ



【基準（配置）】

ウ 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。

■釣合いよく配置する。

- 建築しようとする建築物は、ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、敷地内の既存建築物等の規模も併せて考えながら配置しましょう。
- 街並み全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等にも配慮しましょう。

釣合いのよい配置イメージ



2. 形態

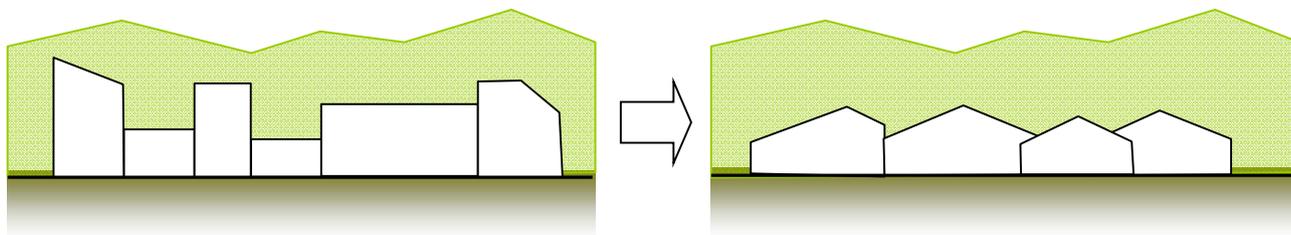
【基準（周辺景観との調和）】

ア 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

■ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- 一体性のある良好な街並み景観を形成するため、周辺の自然景観や既存の建築物などの形態のまとまりに配慮しましょう。
- 一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、街並みに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにしましょう。

全体的にまとまりのある形態のイメージ



【基準（勾配のある屋根）】

イ 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょうまたは樹林地がある地区にあっては山りょうまたは樹木の形態と調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。

■ 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または周辺に山りょうもしくは樹林地がある地区にあっては、原則として、勾配のある屋根を設ける。

- 建築物の多くが勾配屋根をもった地区においては、それ以外の屋根形態の建築物が入り込むことにより、極度に違和感を感じさせる屋根の形態は避けましょう。
- 樹林地や山りょうの近傍にあっては、勾配屋根の地区と同様に背景自体が勾配を持つ“輪郭”のものであり、このような地区にあっては極度に違和感を感じさせる屋根の形態は避けましょう。

◇ 周辺の建築物の多くとは

建築物の敷地境界線から 30 メートル以内にある主要な建築物の 7 割以上をいいます。

■原則として、勾配のある屋根を設けること。

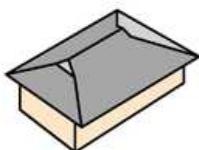
- 屋根の勾配の基準は、原則 2/10～7/10 とし、4/10～5/10 を推奨します。
- 屋根の勾配が 3/10 以下または 6/10 以上の場合は変更をお願いすることがあります。
- 勾配のある屋根の設置が必要のない地区についても、勾配のある屋根の設置や勾配のある屋根を模したパラペットの設置に努めましょう。
- 勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻などの設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要です。

勾配のある屋根を用いた建築物

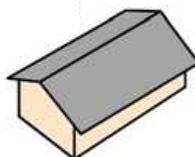


勾配のある屋根の種類

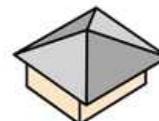
①入母屋屋根



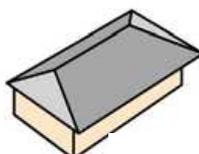
②切妻屋根



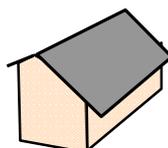
③方形屋根



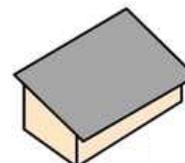
④寄棟屋根



⑤招き屋根



⑥片流れ屋根



【基準（屋上に設ける設備等）】

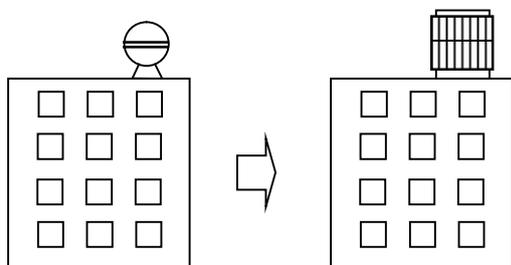
ウ 屋上に設ける整備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じること。

■ できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮するものとする。

- 高架水槽やクーリングタワーといった設備類は、規格品のものが多く、これら無機質な設備類は周辺の景観を大きく損なうおそれがあります。
- 屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとしましょう。
- 屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー等で遮へいしましょう。
- テレビアンテナも景観を阻害する要因ともなります。このため、できるだけ公共空間から直視できないような位置や高さに設置しましょう。
- 屋根の形状や色彩と異なるソーラーパネル（太陽光パネル）も景観を阻害する要因となります。このため、ソーラーパネルを使用する場合は、太陽光発電設備等の景観形成基準に適合させ、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。

屋上に設ける設備等の修景のイメージ

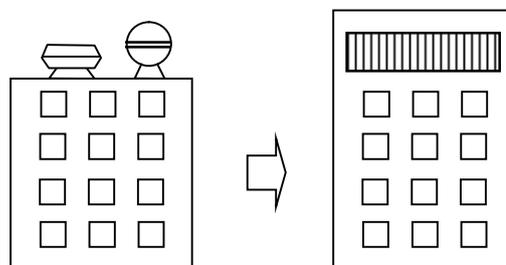
ルーバー等で修景



ルーバー等による修景例



屋上全体のパラペットを上げる



屋上全体の修景例



（資料：埼玉県）

エ 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。

■スカイラインに影響をあたえないよう、すっきりした形態とすること。

- ・屋上に設ける設備等は、スカイラインに影響をあたえないよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとしましょう。
- ・特に背景が独立峰や山並みである場合は、スカイラインの形状を乱さない形態・規模となるよう配慮しましょう。
- ・アルミ系の素材や、光沢仕上げ塗装などは反射率が高いため、できるだけ使用しないようにしましょう。

3. 意匠

【基準（意匠の配慮）】

ア 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。

■大規模建築物にあっては、意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。

- ・大規模建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感をあたえがちになります。
- ・大規模建築物の意匠は周辺の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮しましょう。
- ・壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減するようにしましょう。

陰影効果のイメージ



開口部



目地やはつり仕上げ



タイル等の素材

イ 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。

■外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。

- 大規模建築物の意匠は、人目につきやすい道路に面する正面部分のみに工夫をこらし、側面や背面は防風や防雨などの機能性のみを重視しデザインに対する配慮がかけるものが多くみられます。
- 大規模建築物はどの方向からもよく目立つことから、その側面や背面の意匠についても正面とバランスのとれた意匠となるよう、建築物全体としてのまとまりをもたせるようにしましょう。

まとまりのある意匠のイメージ



4. 色 彩

【基準（周辺環境等との調和）】

ア けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。

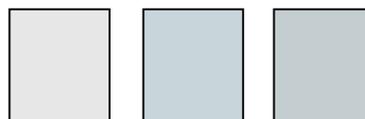
■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。

- “けばけばしい色彩”は、違和感をあたえ、浮きだしてしまう恐れがあるため、これを避けましょう。
- “けばけばしい色彩”とは、色相自体にもその印象をあたえるもの（例えば、むらさき、ピンク等）があり、また彩度や明度が極端に高いものもこれに含まれます。
- 明色を使用するときは“オフホワイト（色味を帯びた明色）”、暗色を使用するときは“カラードグレー（色味を帯びた暗い灰色）”等が望ましいと考えられます。

オフホワイト



カラードグレー



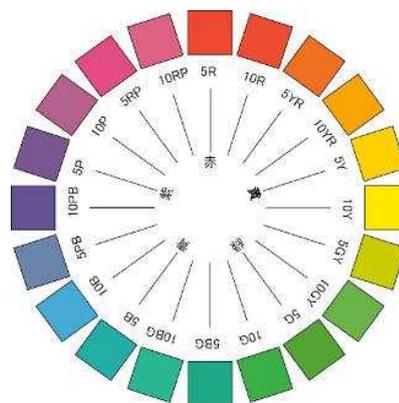
◇色彩とは

色彩は、色相（色あい）、明度（あかるさ）、彩度（鮮やかさ）の三要素からなっており、そのいずれかが変化することにより色彩が微妙に変わります。

これらの変化による色彩について、国際的な尺度である“マンセル表色系”を用いて表現することが多くなっていることから、本書でもこの“マンセル表色系”によって表現することとします。

<色相>

色あいを表します。赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5色と、それぞれの間の黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の5色の中間色相を加えた10色の色相が基本になります。



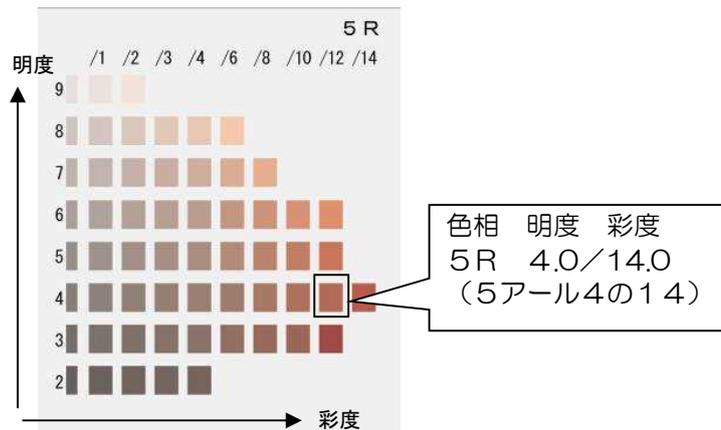
<マンセル色相環>

<明度>

明るさを表します。完全な黒を0、完全な白を10として、この間を等間隔に11段階に分けたものです。

<彩度>

鮮やかさを表します。色のない無彩色を0として色の鮮やかさの度合いにより数字を大きくしていきます。なお、彩度は上記の色相と明度によって最大値が異なっています。

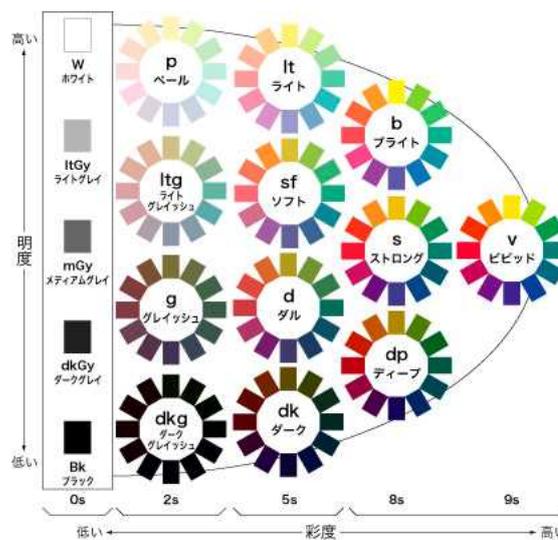


<色相5Rの明度と彩度>

<色調>

色彩の三要素のうち、「明度」と「彩度」を組み合わせたものを「色調（トーン）」と言います。

一般に、明度と彩度の組み合わせが似ている色彩は、色相が異なっても同じ印象をあたえることができます。



資料：日本色研トーン分類

<トーン色相表>

【基準（基調色）】

イ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和

色相	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上
0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下	
無彩色	—	3以上	—	

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においては、この限りでない。

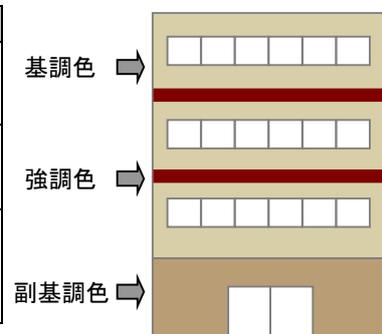
■外観および屋根の基調色は、色相に応じて上限値と下限値を規定する。

- ・基準では、基調色、副基調色について、彩度の上限値、明度の下限値を定めています。
- ・基調色では推奨値を設定しています。副基調色については「おすすめ色」「ご遠慮色」を、強調色については「おすすめ色」のみを示すこととし、推奨値の設定は行いません。
- ・強調色として認める範囲は、5%程度までとします。5%を超えると「副基調色」となるため、使用できる色に制限がかかります。
- ・屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用することとします。
- ・屋根には日本瓦の黒、グレー、茶などを採用することを推奨します。

◇基調色とは

本ガイドラインでは、建築物などの外壁の色彩を基調色、副基調色、強調色に分けて考えます。

分類	内 容	面積
基調色	最も大きな面積を占めます。 基調色の色が街並みに大きく影響します。	70%
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。 基調色を引き立て、安定させます。	25%
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。 強調色を用いることで、単調な配色に変化や動きを与えることができます。	5%



■ 住居系建築物における色彩景観の考え方

- 住宅は日常生活の場であり、そこで生活する人が、落ち着きと安らぎを感じられるように配慮することが必要です。
- 郊外の住宅においては、比較的明度の高い色を外壁に、グレー系の屋根を配色することにより、爽やかな印象をあたえることができます。
- 基調色はできるかぎり下図の赤線の範囲のものとして下さい。また「パレット SHIGA」のおすすめ色とご遠慮色を参考にして下さい。

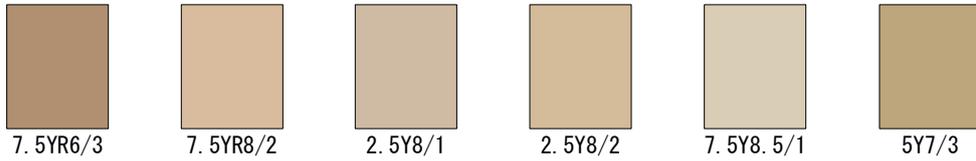
< 基調色の基準 >



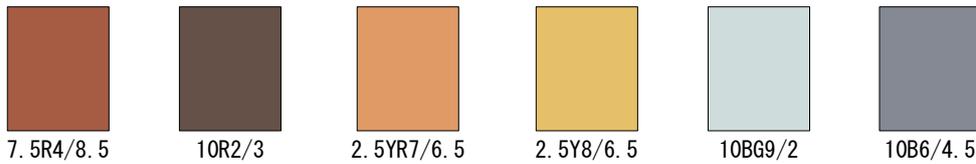
<参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色>

<基調色>

おすすめ色

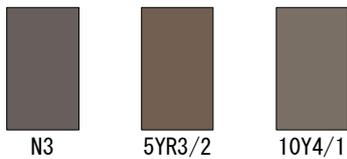


ご遠慮色

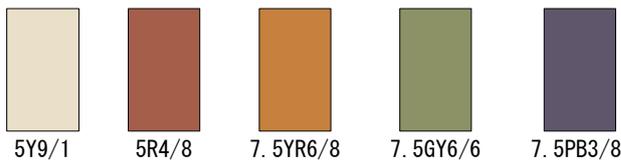


<副基調色>

おすすめ色

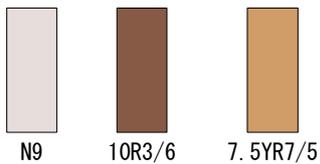


ご遠慮色



<強調色>

おすすめ色



※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

■商業系建築物における色彩景観の考え方

- ・商業施設は人の集まる場であり、にぎやかさや楽しさが求められますが、個々の施設が高彩度の色彩を採用すると、結局はどの施設も目立たなくなり、色彩の統一感のないまちが形成されてしまいます。そういったことにならないよう、比較的低彩度の色を採用することを推奨します。
- ・通りとして連続性が感じられるよう、周辺の建築物との調和に配慮することが必要です。
- ・人が目にする低層部に強調色を採用し、個々の施設の個性を發揮できるような仕掛けをすることにより、にぎやかさ、楽しさを演出することができます。

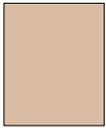
<基調色の基準>



<参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色>

<基調色>

おすすめ色



2. 5YR8/2



7. 5YR6/2



7. 5YR4/4



2. 5Y8/3

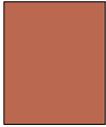


5Y9/1.5



7. 5Y8/2

ご遠慮色



5R5/8



7. 5R7/8



2. 5Y8/10



2. 5G6/8



2. 5PB4/10



2. 5P5/8

<副基調色>

おすすめ色



2. 5YR4/3



5YR3/2



5Y4/2



2. 5BG4/4



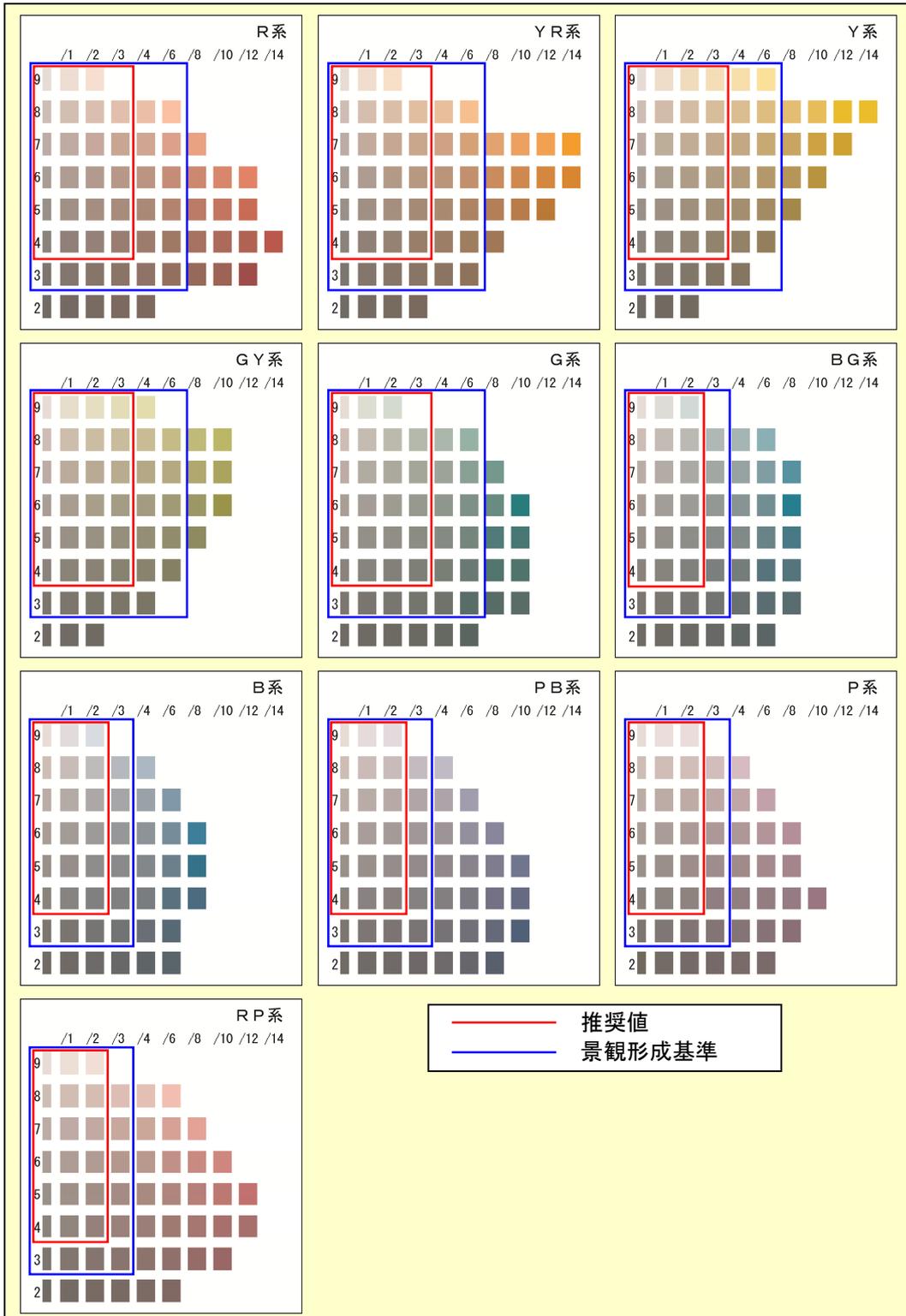
N3

※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

■工業系建築物における色彩景観の考え方

- 工場、倉庫などは大規模な建造物となることが多いため、圧迫感を和らげる比較的明度の高い色彩を採用することを推奨します。
- 明度の高い外壁に、強調色を効果的に用いることによって、リズム感やアクセントをあたえることもできます。
- 住宅地に隣接する工場等では、街路樹や敷地内緑化と合わせ、うるおいの感じられる景観を形成するなど、周辺住民の生活に配慮することが必要です。

<基調色の基準>



<参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色>

<基調色>

おすすめ色



7.5YR5/3



7.5YR7/3



10YR8/2



5Y7.5/1.5



5Y8.5/1



2.5GY7.5/0.5

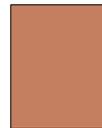


2.5GY8/1

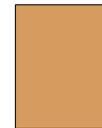
ご遠慮色



5YR3/2



7.5R6/6



7.5YR7/6



5Y9/6



5BG7/4



5B8/3



N1.5

<副基調色>

おすすめ色



2.5YR3/2



7.5YR4/2

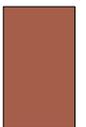


2.5G5/2

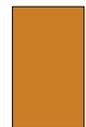


N3

ご遠慮色



5R4/8



7.5YR6/10



7.5GY5/8

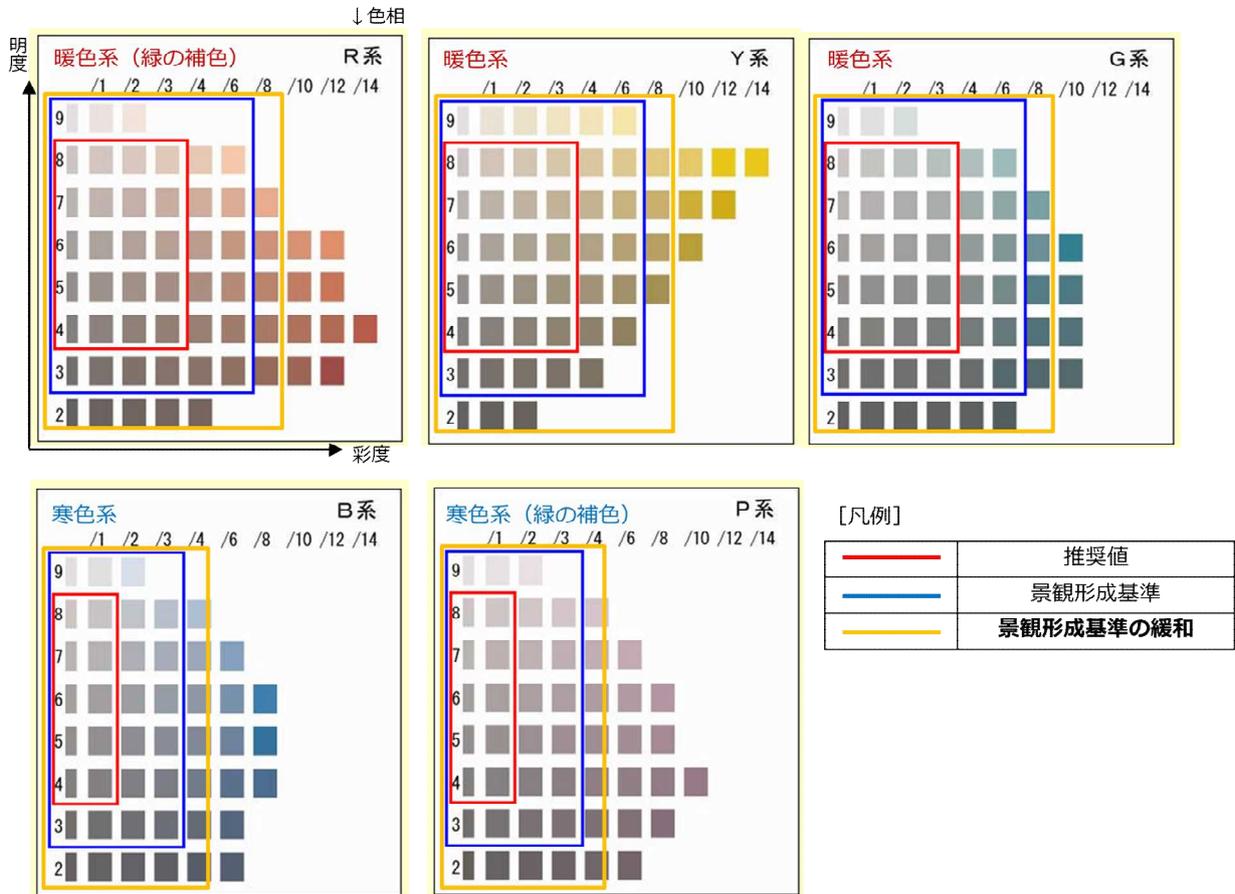


5B5/8

※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

■ 遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和の考え方

- ・ 遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および、遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、以下のとおり色彩基準を緩和します。※「遮蔽植栽の条件」および「効果的の考え方」については、「6. 敷地の緑化措置」を参照



【基準（色の組み合わせ）】

ウ 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。

■ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるように配慮すること。

- ・ この基準は、個々の建築物において複数の色彩を使用する場合についての配慮すべき事項です。
- ・ 建築物の外観の色を検討するときには、面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わることを考慮する必要があります。
- ・ 色彩計画を行う場合、これらの性質を十分把握し、まとまりと落ち着きが出るよう色の組み合わせを考える必要があります。

- 特に、複数の色を使用する場合は、屋根と外壁、および、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- 例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象をあたえることがあります。
- 建築物相互においても、背後に明色の大きな建築物、その前に暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物はより小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることにも留意が必要です。

屋根と外壁の色の組み合わせのイメージ



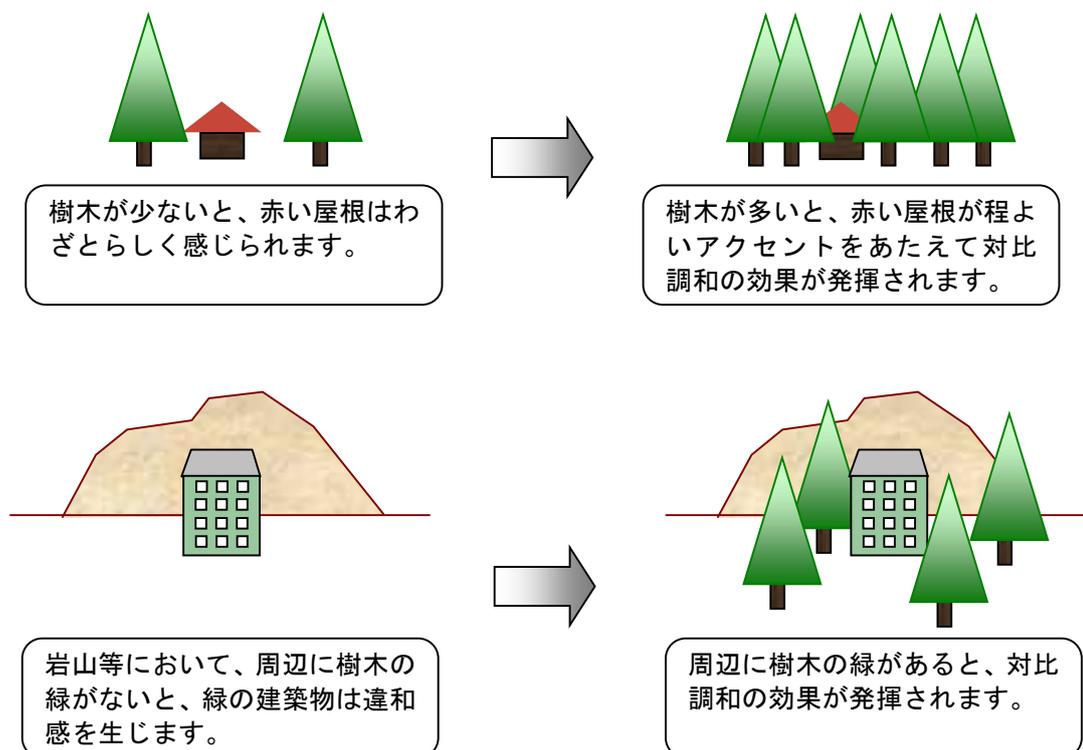
【基準（対比する色相）】

工 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

■ 対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう配慮すること。

- 良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調（明度や彩度）や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。また、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。
- 岩山等（茶系色）において、緑や青の建築物を建てた場合、色相的には対比となりますが、周辺に樹木等の緑がない場合には違和感が生じることになります。

対比調和のイメージ

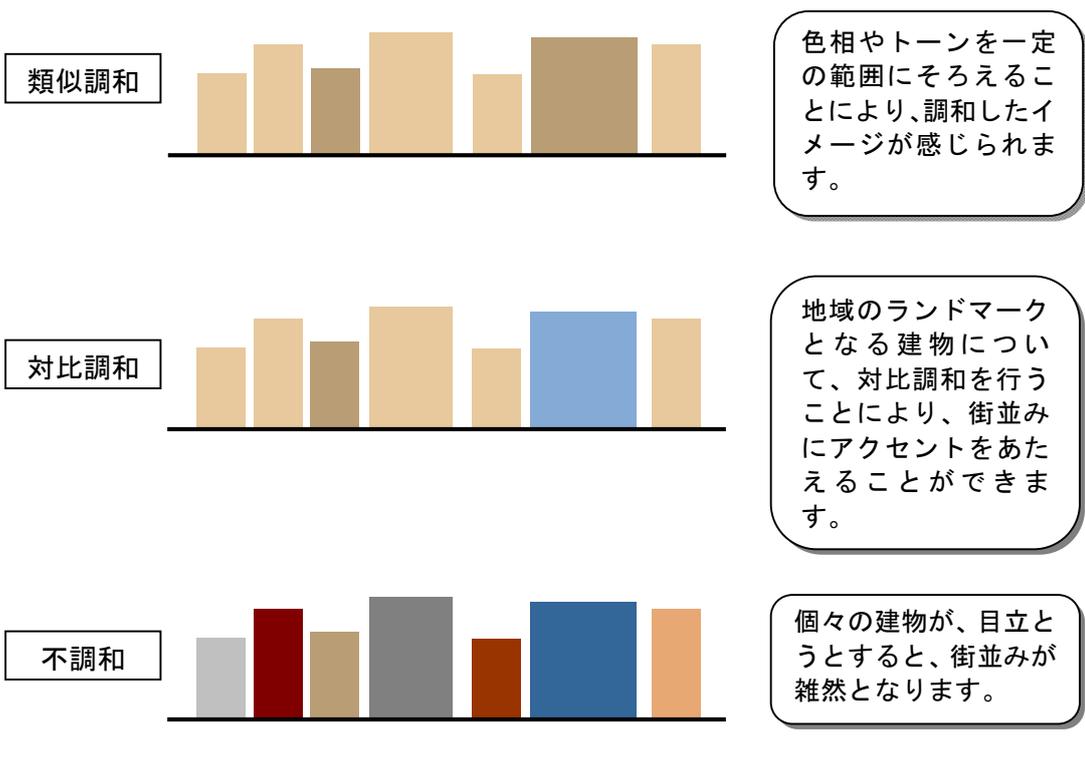


◇調和とは

色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。「類似調和」は、色相やトーンを一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象をあたえることができます。

一方、「対比調和」は、周辺の色相と色相、トーンなどを差の激しいものとする
ことで、強調した印象をあたえることができます。

「基調色」は「類似調和」とし、周辺の色相と調和するように配慮することが必要です。



【基準（屋上工作物の色彩）】

才 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

■屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

- 屋上工作物は、一体となったまとまりのある景観を形成するため、建築物本体や周辺景観との調和のとれる色彩としましょう。

屋上工作物の色彩例



5. 素 材

【基準（持続性に優れた素材の使用）】

ア 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。

■周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。

- ・建築物の外装の素材はさまざまであり、その使用によって、重厚な印象、軽快な印象、暖かい印象、冷たい印象等を感じさせます。
- ・外壁の素材を選択する場合、周辺の景観印象に馴染む素材を使用し周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
- ・良好な景観を長期間にわたって維持していくためには、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。

【基準（避けるべき素材）】

イ のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

■冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。

- ・素材によって、冷たさや柔らかさなどが感じられます。
- ・一般的に、土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用されており、このなかに、アルミやステンレス、ガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を大量に使用すると、周辺の落ち着いた雰囲気から際立った印象をあたえることにもなります。
- ・周辺の自然地や集落地の落ち着いた景観印象を失わないよう、大部分にわたってこれら素材を使用することは避けましょう。

6. 敷地の緑化措置

【基準（樹種・樹木の配慮）】

ア 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。

■建築物が周辺景観と融和し、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・建築物等の敷地の緑化は、建築物等が持つ個々の美しさが、その樹木によって助長され、さらにひきたてられることにもなります。
- ・樹木の配置については、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するように努めましょう。
- ・樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さに見合う樹高となる樹種や、建築物等のボリュームに見合う樹冠となる樹種とともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。

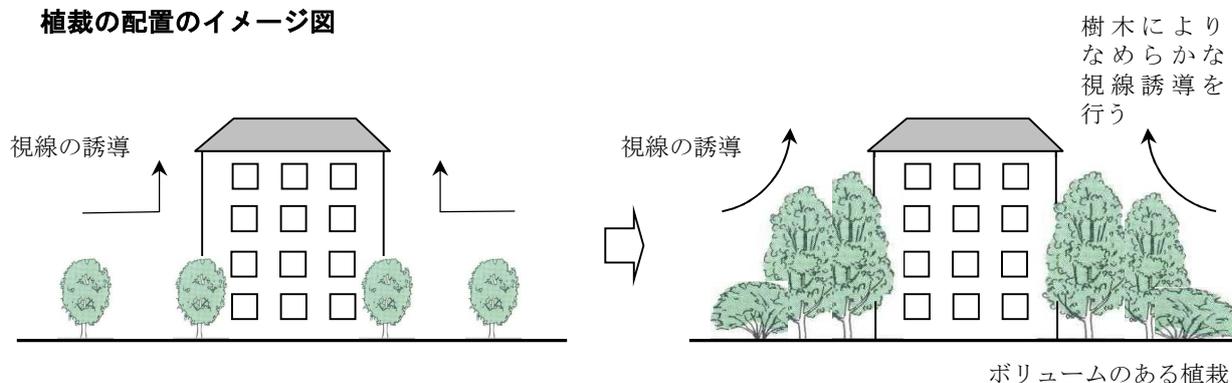
【基準（建築物の緑化）】

イ 原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

■建築物の高さを考慮した樹種および樹木とその植栽位置を考慮する。

- ・中高層の建築物は、周囲が広大な田園や低層の建築物のなかにあっては、平面的な広がりや建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感をあたえてしまいます。
- ・突出した印象をあたえる建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。

植栽の配置のイメージ図



【基準（緑地面積の算定）】

ウ 緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。

（100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること、必要本数以上の高木を、遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和する。）

■敷地の20パーセント以上の敷地を緑化とする。

- ・緑化面積は次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合はどちらか一方の面積を緑化面積とします。

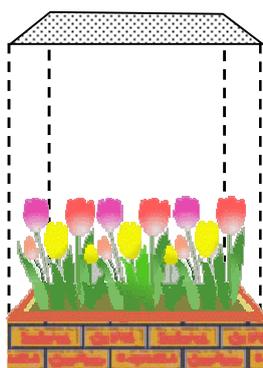
緑化面積の算定基準

種類	定義	算定面積
①樹木 ※樹木毎の樹冠の水平投影面積の合計（一致する部分を除く）	高木（高さ4m以上のもの）1本につき	13.8㎡
	中木（高さ1m～4m未満のもの）1本につき	8.0㎡
	低木（高さ1m未満のもの）1本につき	3.8㎡
	低木（高さ1m未満のもの）1株につき	1.0㎡
②生垣	公道に接する生垣の緑化面積	生垣の高さ×長さ
	公道以外に接する生垣の緑化面積	生垣の幅×長さ
③芝、その他の地被植物	覆われている土地の面積	地表を覆った水平投影面積
④花壇、プランター	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑤屋上緑化	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑥壁面緑化	ツル性植物等に覆われている壁面	水平延長×1.0m 但し、傾斜した壁面では水平投影面積
⑦その他	噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石、日陰棚等の修景施設及び透水性舗装	水平投影面積

花壇、プランターの緑化面積

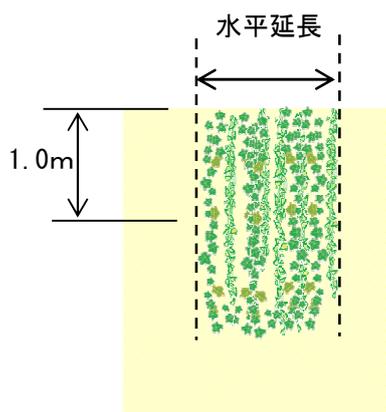
花壇、プランターの水平投影面積とします。

花壇の水平投影面積



壁面の緑化面積

水平延長×1.0mとします。



■ 遮蔽植栽の条件について。

- ・ 以下のすべての条件を満たす植栽は「遮蔽植栽」として扱うことができます。
- ① 「道路からの見え方に影響する敷地境界部分の敷地」内に植えるものであること
- ② 樹高 10m 以上に育つ常緑樹であること

■ 「効果的」の考え方について。

- ・ 以下のすべての条件を満たす場合、効果的として扱うことができます。
- ① 接道部分の敷地に優先的に配置している
- ② 偏りを避け、できる限り均等に配置している

【基準（樹種の調和）】

工 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 植栽に当たっては、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- 樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ成長しないばかりか枯死する場合もあり、植栽地の気象条件や土壌条件を十分考慮して樹種を選定する必要があります。
- 樹種の選定に当たっては、その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけているものであるため、植栽計画に当たっては、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を採用し、外来種の採用はできるだけ避けましょう。
- また、バランスのとれた植栽を行うため、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）を十分考慮しましょう。

◇ 自然植生とは

その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことです。
なお、樹種の選定に当たっては、参考資料の樹種を参考としましょう。

7. 樹木等の保全措置

【基準（樹木の保全・活用）】

ア 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。

イ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。

- ・敷地内に生育する樹林やヨシ原等は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。
- ・やむを得ず伐採を行った場合は、周辺景観への影響に配慮し、必要最小限にとどめましょう。

■敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- ・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物などの配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。



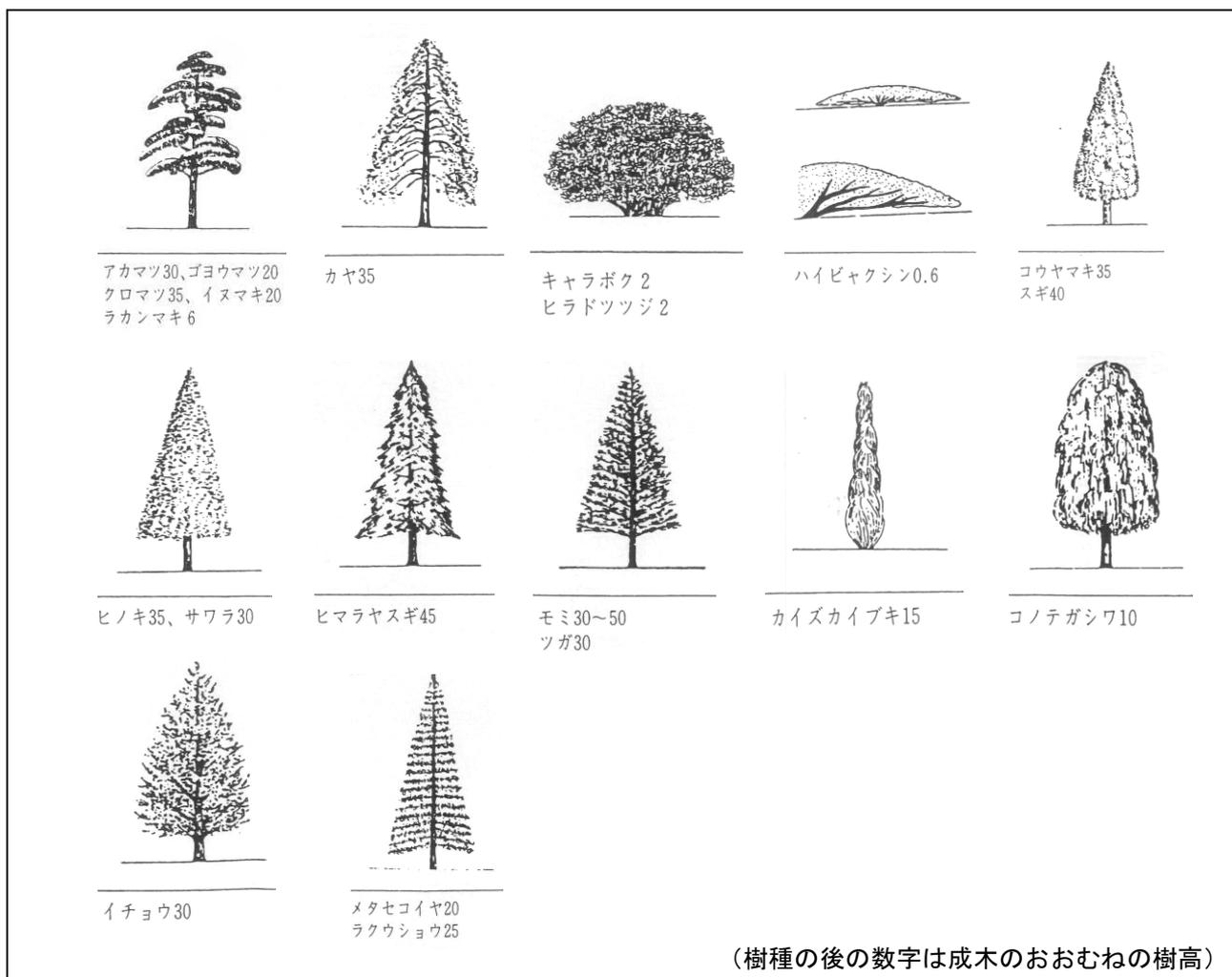
参考資料

一般的に使用される緑化木、造園樹木で滋賀県において成育可能なものには次のようなものがあります。

注：表中下線を引いた樹木は高木となりうるが、通常、緑化木、造園木としては高木以外の樹木として利用されるもの。

		高木 (成木に達したとき、おおむね4メートル以上になる樹木)			高木以外の樹木	
針葉樹	常緑樹	樹高10メートル以上になるもの	アカマツ コウヤマキ ヒノキ ツガ	カヤ サワラ ヒマヤラスギ モミ	クロマツ スギ ゴヨウマツ	キャラボク ハイビャクシン
		樹高10メートルに満たないもの	カイズカイブキ イヌマキ	コノテガシワ	ラクカンマキ	
	落葉樹	樹高10メートル以上になるもの	イチヨウ	メタセコイア	ラクウショウ	

針葉樹



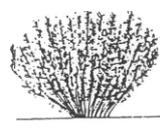
			高木 (成木に達したとき、おおむね4メートル以上になる樹木)			高木以外の樹木	
広葉樹	常緑樹	樹高10メートル以上になるもの	アラカシ	<u>ウバメガシ</u>	クスノキ	アオキ	アベリヤ
			クロガネモチ	ゲッケイジュ	ツブラジイ	クチナシ	サツキツツジ
		シラカシ	タイサンボク	モッコク	シャリンバイ	ジンチョウゲ	
		ヤマモモ	スダジイ	ヤブツバキ	シャクナゲ	トベラ	
	落葉樹	樹高10メートルに満たないもの	オトメツバキ	カクレミノ	キンモクセイ	ナンテン	ネズミモチ
		ギンモクセイ	サザンカ	サンゴジュ	ハクチョウゲ	ヒイラギナンテン	
		<u>イヌツゲ</u>	トウネズミモチ	ヒイラギ	ピラカンサ	ヒラドツツジ	
		ヒイラギモクセイ	マテバシイ	モチノキ	マンリョウ	ヤツデ	
		モリシマアカシ	カナメモチ	ヒサカキ	ツゲ	エニシダ	
		<u>ハマヒサカキ</u>	<u>アセビ</u>	キョウチクトウ			
		<u>マサキ</u>					
	常緑樹	樹高10メートル以上になるもの	アオギリ	アキニレ	エノキ	アジサイ	オオデマリ
		エンジュ	カツラ	クヌギ	コデマリ	シモクレン	
		ケヤキ	コナラ	コブシ	ドウダンツツジ	ハギ	
		サワグルミ	シダレヤナギ	シダレザクラ	ボケ	ムラサキシキブ	
		シンジュ	プラタナス	トチノキ	ライラック	ヤマブキ	
		センダン	フウ	トウカエデ	ユキヤナギ	レンギョウ	
		ナツツバキ	ナンキンハゼ	ニセアカシヤ	ネコヤナギ	フヨウ	
		ハクモクレン	ポプラ	ユリノキ			
		ハンノキ					
	落葉樹	樹高10メートルに満たないもの	アカメガシワ	イロハモミジ	イイギリ		
		ウメ	エゴノキ	サトザクラ			
		サルスベリ	ソメイヨシノ	ネムノキ			
		ハナミスギ	マユミ	ヤマザクラ			
		ヤマモミジ	ムクゲ				

広葉樹（常緑樹 樹高 10メートル以上になるもの）

				
シラカシ20、アラカシ15	ウバメガシ15	クスノキ40	アオキ2~3	サツキツツジ1
				
ゲッケイジュ10~15	ツブラジイ20、スダジイ30 マテバシイ10	タイサンボク20	ジンチョウゲ1~1.2	ヤマモモ15
				
ジャクナゲ2~3	トベラ4、シャリンバイ2 クチナシ2、ヒサカキ5、 ハマヒサカキ5、マサキ5			

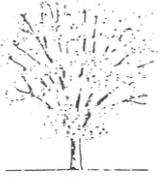
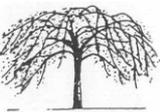
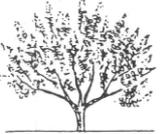
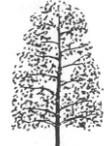
（樹種のための数字は成木のおおむねの樹高）

広葉樹（常緑樹 樹高 10メートルに満たないもの）

				
カクレミノ10	キンモクセイ、ギンモクセイ ヒイラギ6、ヒイラギモクセイ	ナンテン4 ヒイラギナンテン4	サザンカ5、ヤブツバキ15 オトメツバキ5、イヌツゲ10	サンゴジュ10
				
トウネズミモチ5 ネズミモチ3~4	ピラカンサ3	クロガネモチ10 モチノキ8、モッコク10	マンリョウ1	ヤツデ2.5~3
				
カナメモチ5	ツゲ3	エニシダ3	アセビ4	キョウチクトウ3~6

（樹種のための数字は成木のおおむねの樹高）

広葉樹（落葉樹 樹高 10メートル以上になるもの）

					
アオギリ15	アキニレ15、エノキ20 ケヤキ30	アジサイ1.5~2	オオデマリ1~3	エンジュ10 ニセアカシヤ25	カツラ25
					
クスギ15	コデマリ2、ユキヤナギ1.5 アベリア1.5、ハギ1	コナラ15	コブシ10	ドウダンツツジ2 ハクチョウゲ0.6~1	サワグルミ30
					
シダレヤナギ10	シダレザクラ20	ボケ2	シンジュ20	プラタナス20 ユリノキ30	トチノキ20
					
ライラック4、 ムラサキシキブ3~5	ヤマブキ2、レンギョウ3	セダン15	フウ20	トウカエデ15	ナツツバキ15
					
ナンキンハゼ15	ネコヤナギ1~2	ハクモクレン10 シモクレン4	ポプラ25~30	ハンノキ15	

(樹種後の数字は成木のおおむねの樹高)

広葉樹（落葉樹 樹高 10メートルに満たないもの）

アカメガシワ10 イロハモミジ10
ヤマモミジ10 イイギリ10 ウメ10 エゴノキ7

サトザクラ10 サルスベリ6 ソメイヨシノ10 ネムノキ5
モリシマアカシヤ6 ハナミズキ10

マユミ6 ヤマザクラ10 ムクゲ2~5
フヨウ1~3

(樹種のための数字は成木のおおむねの樹高)

		高木 (成木に達したとき、おおむね4メートル以上になる樹木)		高木以外の樹木	
タケ・ササ類	樹高 10メートル以上になるもの	マダケ	モウソウチク	クロチク	カンチク
	樹高 10メートルに満たないもの	ヤダケ	ナリヒラダケ	ホウライチク	クマザサ
特殊樹	樹高 10メートル以上になるもの	シュロ (ワジュロ)		カンノンチク	
	樹高 10メートルに満たないもの	ソテツ	トウシュロ		
つる物	常緑樹	ムベ	キズタ	スイカヅラ	
	落葉樹	アケビ	ツルバラ	フジ	
		ノウゼンカヅラ	ナツツタ		

タケ・ササ類

マダケ、モウソウチク
ヤダケ、ナリヒラダケ カンチク4 クマザサ1.5

(樹種のための数字は成木のおおむねの樹高)

Ⅲ. 景観形成イメージおよび解説

① 低層専用住宅の街並み（住居系用途地域内）

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。

周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合いよく配置すること。



道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。

原則として、建築物の外壁は、道路から2m以上後退すること。

② 中高層共同住宅の街並み（住居系用途地域内）

近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮すること。

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

原則として、勾配のある屋根を設けること。

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。



原則として、建築物の外壁は、道路から2m以上後退すること。

道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。

③ 商業施設等の街並み（商業系用途地域内）

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。

原則として、勾配のある屋根を設けること。



周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

原則として、建築物の外壁は、道路から2m以上後退すること。

緑豊かな風格のある沿道景観を考慮した緑化措置を講じること。

④ 工場・倉庫の街並み（工業系用途地域内）

大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。

原則として、勾配のある屋根を設けること。

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。



原則として、建築物の外壁は、道路から2m以上後退すること。

道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。